

## 参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和7年1月20日

北九州市子ども家庭局子育て支援課

### 1 当該公募の趣旨

本業務については、妊婦やその家族に対して教室を開催し、集団健康教育及び保健指導に関する業務を円滑に実施するため、特定の者を相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定の者以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施するものである。

公募の結果、応募がない場合、応募があっても3の応募要件を満たすと認められる者がいない場合、応募要件を満たすと認められる者がすべて辞退した場合は、特定の者との随意契約の手続きに移行する。

なお、3の応募要件を満たすと認められる者がいる場合は、指名競争入札又は指名型プロポーザルを実施する予定である。

### 2 業務の概要

(1) 業務名 令和7年度 オンラインウェルカムベビー教室実施業務

(2) 業務内容 妊婦とその家族への集団健康教育及び保健指導業務

#### ア 教室の開催

オンライン会議ツール「Zoom」を利用し、教室を実施する

内容は、講話と交流会とする

(ア) 日程(回数)・講話内容

年間20回程度

1～3課で1クールとするし、年間6クール開催する

2回は多胎妊婦向けの内容とする

<例>

1課：妊娠中の過ごし方について

2課：出産について

3課：産後の生活について

(1～3課×6クール+2回(多胎妊婦向け))=20回)

(イ) 開催時間

1回につき60分程度(講話等45分、交流会15分)

(ウ) 参加者

1 回あたり 15 組まで (予約制)

イ その他教室開催に必要な業務

予約や周知等

(3) 従事者

1 回あたり助産師の資格を有するものを 3 人配置すること。

また年 2 回、多胎育児についての講話等が実施できる助産師 (可能であれば多胎育児経験者) を配置すること。

(4) 報告及び請求

ア 従事予定者の報告

受託者は、月末までに翌月の従事予定者名簿を子育て支援課に提出すること。

イ 実施報告及び請求

受託者は、請求書兼実施報告書に当月分の実施回数、参加人数等必要書類を添えて、翌月 20 日までに北九州市長に報告すること。ただし、相談内容により、緊急性があると判断した場合には、随時、子育て支援課に連絡すること。

(5) 個人情報の保護

事業を実施するにあたっては、相談内容や記録の漏洩を防止するとともに、実施担当者には守秘義務を課す等、北九州市個人情報保護条例に基づき、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱うこと。

(6) その他

ア 予約は北九州市ホームページより電子申請で行い、管理は北九州市が行う。

イ 教室開催に必要なパソコン等の機器類や Wi-Fi、Zoom の利用料等は受託者が負担する。

ウ 本書に定めない事項で疑義が生じた場合は、北九州市と協議を行うこと。

エ 本書に定めている事項であっても、双方が合意した場合はより効果的・効率的な方法に変更することがある。

(7) 履行期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

### 3 応募要件

(1) 基本的要件

ア 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

イ 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則 (平成 7 年北九州市規則第 11 号) 第 6 条第 1 項の有資格業者名簿 (以下「有資格業者名簿」という。) に記載されていること。

ウ 有資格業者名簿において「A」又は「B」の等級に格付けされていること、及び有

資格業者名簿に記載されている本店所在地又は受任地が北九州市内であること。

エ 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

(2) 基本的要件以外の技術、設備等の要件

(それぞれの項目について、以下のとおり書類を提出すること)

ア 当該業務と同等の業務経験、事業実績を備えていること。

- 法人登記簿謄本
- 定款、規約、寄附行為これらに類する書類
- 法人団体の事業概要書、事業実績書

4 手続き等

(1) 契約担当課（問い合わせ先）

住所 北九州市小倉北区域内1番1号

担当課名 子ども家庭局子育て支援課

電話番号 093-582-2082 FAX 番号 093-582-5145

(2) 説明書等の交付期間、場所及び方法

要綱第6条第3項の規定により説明書の交付手続きは省略（公示書と兼ねる）

(3) 公示書に対する質問受付及び回答

ア 受付期間

令和7年1月20日から令和7年2月3日までの（土曜日、日曜日を除く）毎日、  
9時から17時まで

イ 受付担当課

(1)に同じ。

ウ 回答

受付担当課から回答する。

(4) 参加意思確認書の提出期間、場所及び方法

ア 提出期間

令和7年1月21日から令和7年2月4日までの（土曜日、日曜日を除く）毎日、  
9時から17時まで

イ 提出場所

(1)に同じ。

ウ 提出方法

応募者は、「参加意思確認書」に応募要件を満たすことを証する書類を作成添付し、提出期限までに直接持参すること。

(5) その他

ア 参加意思確認書が提出期限までに到達しなかった場合は、その後到達しても参加意思確認書の提出を無効とする。

- イ 参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ウ 提出された参加意思確認書及びその関係書類は返却しない。
- エ 提出された参加意思確認書は、審査以外提出者に無断で使用しない。
- オ 参加意思確認書に虚偽の記載をした場合は、参加意思確認書の提出を無効とする。
- カ 参加意思確認書を提出した者は、提出した書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- キ 予算その他本市の事情により、当該公募手続の中止又は当該手続により行うこととなった当該業務委託の指名競争入札又は指名型プロポーザルを中止する場合がある。
- ク 参加意思確認書を提出した者に対し、審査結果を通知する。
- ケ クの通知で、応募要件を満たさないとされた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に、書面により、北九州市子ども家庭局子育て支援課長に対して、応募要件を満たさないとされた理由について説明を求めることができる。